

1 国における第1号保険料に関する見直しの主な内容

(1) 第1号保険料に関する見直し

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る。

- ① 標準段階の9段階から13段階への多段階化
- ② 高所得者の標準乗率の引上げ
- ③ 低所得者の標準乗率の引下げ 等

【参考】国の定める標準乗率、公費軽減割合等

段階数	第1段階	第2段階	第3段階	…	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
標準乗率	0.455	0.685	0.690		1.700	1.900	2.100	2.300	2.400
公費軽減割合	△0.170	△0.200	△0.005		—	—	—	—	—
最終乗率	0.285	0.485	0.685		1.700	1.900	2.100	2.300	2.400

(2) 公費軽減割合の見直し

公費軽減割合を以下の通り見直し。

	第8期		第9期
第1段階	△0.200	→	△0.170
第2段階	△0.250		△0.200
第3段階	△0.050		△0.005

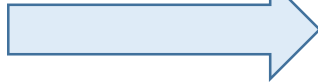
2 本市の保険料段階の設定(基準額に対する割合)(令和6年度～令和8年度(第9期))

【第8期の保険料段階】

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	0.300 (0.500)
第2段階	本人が市町村民税非課税で 同じ世帯の方全員が市町村民税非課税 本人の前年の「合計所得金額」 と「収入総額」と「年金収入総額」の合計額が	80万円以下の方 0.300 (0.500)
第3段階		80万円を超え120万円以下の方 0.400 (0.650)
第4段階		120万円を超える方 0.700 (0.750)
第5段階		80万円以下の方 0.850
第6段階		80万円を超える方 1.000
第7段階		125万円未満の方 1.100
第8段階	125万円以上200万円未満の方 1.250	
第9段階	200万円以上300万円未満の方 1.500	
第10段階	300万円以上500万円未満の方 1.700	
第11段階	500万円以上700万円未満の方 1.900	
第12段階	700万円以上1,000万円未満の方 2.100	
第13段階	1,000万円以上の方 2.300	

【第9期の保険料段階】

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	0.285 (0.455)
第2段階	本人が市町村民税非課税で 同じ世帯の方全員が市町村民税非課税 本人の前年の「合計所得金額」 と「収入総額」と「年金収入総額」の合計額が	80万円以下の方 0.285 (0.455)
第3段階		80万円を超え120万円以下の方 0.395 (0.595)
第4段階		120万円を超える方 0.685 (0.690)
第5段階		80万円以下の方 0.850
第6段階		80万円を超える方 1.000
第7段階		125万円未満の方 1.100
第8段階	125万円以上200万円未満の方 1.250	
第9段階	200万円以上300万円未満の方 1.500	
第10段階	300万円以上400万円未満の方 1.700	
第11段階	400万円以上500万円未満の方 1.800	
第12段階	500万円以上600万円未満の方 2.000	
第13段階	600万円以上700万円未満の方 2.100	
第14段階	700万円以上1,000万円未満の方 2.300	
第15段階	1,000万円以上1,500万円未満の方 2.500	
第16段階	1,500万円以上の方 2.600	



以下の考え方に基づき、保険料段階を設定

【第1段階～第5段階】
国の定める割合と同率または低くなるように設定(※)

【第10段階以上】
国の標準段階が細分化されたことを踏まえ、本市の保険料段階を細分化し、割合を変更

※第3段階について、公費軽減割合が第8期よりも減少したが、低所得者の保険料上昇の抑制を図る観点から、年額保険料が第8期の金額を上回らないよう調整

3 介護保険事業に係る費用の見込み

(1) 計画期間の費用の見込み

・第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)における介護サービス見込量等をもとに、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を**2,656億円**と算出。

(2) 計画期間における65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料について

・第8期(令和3年度～令和5年度)の基準額 6,001円/月
 ⇒ 第9期(令和6年度～令和8年度)の基準額 **6,079円/月**(※) (+78円、+1.3%)

※本市の保険料収入の剰余金の積立て(76億円)を活用して6,869円を6,079円に軽減(△790円)。

(3) 第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)の第1号被保険者の保険料額

区分	所得段階	対象となる方			基準額に対する割合	年額保険料(※1)	(参考) 第8期年額保険料(※1)
基準額より軽減される方	1	・生活保護を受給している方 ・同じ世帯の全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方			0.285 (※2)	20,700円 (1,732円)	21,600円 (1,800円)
	2	本人が市町村民税非課税で 同じ世帯の全員が市町村民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額が	80万円以下の方	0.285 (※2)	20,700円 (1,732円)	21,600円 (1,800円)
	3			80万円を超え、120万円以下の方	0.395 (※2)	28,800円 (2,401円)	28,800円 (2,400円)
	4			120万円を超える方	0.685 (※2)	49,900円 (4,164円)	50,400円 (4,200円)
	5			80万円以下の方	0.850	62,000円 (5,167円)	61,200円 (5,100円)
基準額の方	6	同じ世帯に市町村民税課税の方がいる		80万円を超える方	1.000	72,900円 (6,079円)	72,000円 (6,001円)
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で 本人の前年の合計所得金額が		125万円未満の方	1.100	80,200円 (6,686円)	79,200円 (6,601円)
	8			125万円以上200万円未満の方	1.250	91,100円 (7,598円)	90,000円 (7,501円)
	9			200万円以上300万円未満の方	1.500	109,400円 (9,118円)	108,000円 (9,001円)
	10			300万円以上400万円未満の方	1.700	124,000円 (10,334円)	122,400円 (10,201円)
	11			400万円以上500万円未満の方	1.800	131,300円 (10,942円)	
	12			500万円以上600万円未満の方	2.000	145,800円 (12,158円)	136,800円 (11,401円)
	13			600万円以上700万円未満の方	2.100	153,100円 (12,765円)	
	14			700万円以上1,000万円未満の方	2.300	167,700円 (13,981円)	151,200円 (12,602円)
	15			1,000万円以上1,500万円未満の方	2.500	182,300円 (15,197円)	
	16			1,500万円以上の方	2.600	189,600円 (15,805円)	165,600円 (13,802円)

(※1) 仙台市介護保険条例第3条で規定する保険料率の百円未満の端数を切り捨てた額(実際の賦課額)を記載しています。

また、「基準額×基準額に対する割合」で算出した額を()内に記載しています。

(※2) 第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、消費税増税分を活用した公費により軽減しています。

(第1段階および第2段階:0.455→0.285(△0.170)、第3段階:0.595→0.395(△0.200)、

第4段階:0.690→0.685(△0.005))

・「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金(障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く)で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいいます。

・「合計所得金額」は、給与収入等から必要経費等を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得(特別控除後)などの分離課税所得の合計で、地方税法上の合計所得金額とは異なります。また、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。